

# 令和7年度定期監査結果報告書

## 第1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、沖縄市監査基準（令和2年3月26日決裁）に準拠して監査を実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

## 第3 監査の対象

### 1 対象範囲

令和7年9月末時点における予算の執行状況、事務事業及び財産の管理状況等の財務に関する事務

### 2 監査の対象部署

市民部	市民生活課、平和・男女共同課、市民課、環境課
こどものまち 推進部	こども企画課、保育・幼稚園課、こども家庭課、こども相談・健康課
経済文化部	観光スポーツ振興課、商工振興課、企業誘致課、農林水産課、文化芸能課
会計課	会計課
行政委員会	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
教育委員会 教育部	教育総務課、施設課、生涯学習課、文化財課、市立図書館
教育委員会 指導部	指導課、学務課、市立学校給食センター、教育支援センター
上下水道局	総務課、料金課、工務課、管理課、下水道課

## 第4 監査の着眼点（評価項目）

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを、次の評価項目に着目して実施した。

### 1 予算の執行、収入、支出及び契約事務が法令等に基づき適正に行われているか。

- 2 財産の管理、取得、処分及び使用許可などの手続が法令等に基づき適正に行われているか。

## 第5 監査等の実施内容

監査調書等の提出を求め、諸帳簿及び関係書類の審査を行うとともに、所管部署職員から説明を聴取した。

### 1 監査の主な内容

- (1) 監査対象部署による監査調書の提出
- (2) 事務局職員による監査書類の確認
- (3) 監査委員による監査の実施

### 2 監査の期間及び場所

- (1) 期間：令和7年10月17日～令和8年3月24日
- (2) 場所：監査室（本庁地下2階）及び上下水道局

## 第6 監査の結果

監査の実施結果の評価・判断にあたっては、下記の区分で行った。

指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・違法または不当な事項で是正すべきもの</li><li>・速やかに所要の措置を講じるよう求めるもの</li><li>・過去に留意・要望事項としたが改善されない事項</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務手続上留意すべきもの</li><li>・指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの</li></ul>
要望事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・改善について検討を求めるもの</li></ul>

各対象部署の定期監査の結果については、次のとおりである。

指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区 分	指摘事項	留意事項	要望事項	合 計
共通事項	1	1	-	2
市民部				
市民生活課	1	-	-	1
平和・男女共同課	-	-	-	-
市民課	1	-	-	1
環境課	-	-	-	-
こどものまち推進部				
こども企画課	-	-	-	-
保育・幼稚園課	-	1	-	1
こども家庭課	1	-	-	1
こども相談・健康課	-	-	-	-
経済文化部				
観光スポーツ推進課	-	-	-	-
商工振興課	-	-	-	-
企業誘致課	-	-	-	-
農林水産課	1	-	-	1
文化芸能課	-	-	-	-
会計課	-	-	-	-
行政委員会				
選挙管理委員会事務局	1	-	-	1
監査委員事務局	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	-	-	-
教育委員会教育部				
教育総務課	-	-	-	-
施設課	-	1	-	1
生涯学習課	-	-	-	-
文化財課	1	1	-	2
市立図書館	1	-	-	1
教育委員会指導部				
指導課	-	-	-	-
学務課	-	1	1	2
市立学校給食センター	1	-	-	1
教育支援センター	-	-	-	-
上下水道局				
総務課	-	-	-	-
料金課	-	-	-	-
工務課	-	-	-	-
管理課	-	-	-	-
下水道課	-	-	-	-
合 計	9	5	1	15

## 1 指摘事項等（共通事項）

### ○ 備品等の管理について（指摘事項）

備品及び借入品（以下「備品等」という。）の保有状況については、監査対象部署提出の定期監査調書と令和 7 年 9 月末時点の財務会計システム中の「備品台帳」を比較したところ、31 の部署において次のような結果となった。

確認事項		部署数（件数）	割合
期末の現在高合計が定期監査調書と備品台帳で不一致		10 部署	約 32%
期中の登記件数が定期監査調書と備品台帳で不一致		10 部署	約 32%
備品等の未登記（20 万円以上の備品購入）		3 部署（5 件）	—
備品等の登記の遅延（20 万円以上の備品購入）		4 部署（6 件）	—
備品等の現状調査	9 月末及び 3 月末の 2 回実施	5 部署	約 16%
	9 月末又は 3 月末の 1 回実施	15 部署	約 48%
	未実施	11 部署	約 36%

\*割合＝部署数÷監査対象部署（31 部署）×100

期末の現在高合計が不一致だった部署は 10 部署（約 32%）、同現在高は一致しているが期中の登記件数が不一致だった部署は 10 部署（約 32%）であった。また、20 万円以上の備品購入等による未登記は 3 部署（5 件）、同じく登記の遅延は 4 部署（6 件）であったことを確認した。

さらに、沖縄市物品会計規則第 22 条第 1 項では「課長等は、毎年 9 月及び 3 月末現在において、所管に係る備品及び借入品についてその現状を調査し、備品現在高調書を確認して翌月末までに所属の物品出納員に報告しなければならない。」とされているところ、現状調査を規定どおり 2 回実施した部署は 5 部署（約 16%）、1 回実施したのは 15 部署（約 48%）で、残りの 11 部署（約 36%）は現状調査を行っていなかったという結果となった。

また、定期監査調書作成要領においては、備品等の保有状況について執務室や出先等の「所在場所別」に調書を作成することになっているが、複数の所在場所を有する 14 部署中、要領どおり調書を作成した部署は 6 部署、所在場所を一部取りまとめて調書を作成した部署は 3 部署、所在場所別に調書を作成していない部署は 6 部署であり、令和 6 年度定期監査においても類似の状況があった。

これらの結果から、約半数にあたる対象部署で、登記手続や現状調査の不備、所在場所別の管理の曖昧さによる期末現在高の不整合が確認され、備品等管理の事務手続や管理方法に課題があることは明白となったが、その他、財務会計システムの電子決裁の導入において、令和 7 年 4 月開始時にシステムエラーや不具合による事務手続の影響も見受けられた。

本市が財務会計システムで管理する備品等の総数は約 17 万 9 千品余り、そのうち 1 品の取得価格 100 万円以上を対象とする重要物品は 1 千 4 百品以上保有していることになっている。これら備品等の管理上の課題について思慮すると、備品亡失等のリスクや、決算数値の正確性にも影響を及ぼしかねない懸念がある。

備品等の管理の信憑性は、備品台帳の現在高と現状調査による実態との整合性が伴ってこそ、その精度が担保される。規則等に則した正確な登記手続、所在場所別の管理の徹底、現状調査の実施率の向上など、これらを実務として運用可能にする工夫を凝らし、適正な管理体制を構築するよう努めていただきたい。

#### ○ 随意契約による場合の予定価格の決定等について（留意事項）

随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 において、契約のできる内容等が規定されており、さらに沖縄市契約規則及び沖縄市随意契約ガイドラインにより、契約事務手続が具体的に示されている。しかしながら、適正な契約事務を行うための基準となる予定価格の設定において、少なからず疑義が残る事例が散見された。

具体的には、概算価格 50 万円未満の契約について、平成 22 年 4 月 1 日付事務連絡「随意契約による場合の予定価格の決定等について」に基づいて、予定価格書の作成の手続を省略する事例が複数確認された。このような場合においても、口頭照会による見積り合わせ、又は市場価格の調査等を行うなどして根拠となる資料を整理し、契約事務の適正化を図る必要がある。

また、沖縄市契約規則第 32 条第 1 項において、随意契約をしようとするときは、「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」と規定されているが、市場調査を市内業者で完結したため、見積書の聴取を 1 者に限定していた事例が確認された。

随意契約には、一般競争入札や指名競争入札に比べ、契約の目的や内容に合致する業者を選定できる利点がある一方で、その運用を誤ると契約の相手方の固定化や一部の者に偏重する恐れがあるなどの弊害が生じることもあるため、価格の妥当性を確保し、市の不利益とならないよう適正な予定価格を設定することが重要である。

契約事務においては、高い競争性、透明性、公正性が求められていることを認識し、関係法令等に基づき、適正な事務手続に一層努めていただきたい。

## 2 指摘事項等のあった部署

### (1) 市民部 市民生活課

#### ○ 支出負担行為書の起票漏れについて（指摘事項）

沖縄市会計規則第 48 条において、「予算執行者は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書に關係書類を添えて決裁を受けなければならない」と規定されているところ、下記の契約については、令和 7 年 9 月末現在においても支出負担行為書が起票されていなかった。

・ 歳出 2 款 1 項 1 目 10 節 需用費 修繕料

契約名 : 美里地区学習等供用施設衛生設備改修工事

契約金額 : 1,130,000 円

契約年月日 : 令和 7 年 9 月 16 日

### (2) 市民部 市民課

#### ○ 備品の未登記について（指摘事項）

沖縄市物品会計規則第 26 条において、「帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度直ちにしなければならない」と規定されているところ、下記の契約で購入した 27 の備品については 9 月末現在、備品の登記がされていなかった。

・ 歳出 2 款 3 項 1 目 17 節 備品購入費 機械器具費

契約名 : 住民基本台帳ネットワークシステム機器更改

契約日 : 令和 7 年 6 月 16 日

検収年月日 : 令和 7 年 8 月 18 日

支払完了日 : 令和 7 年 9 月 29 日

### (3) こどものまち推進部 保育・幼稚園課

#### ○ 行政財産使用料の納入期限について（留意事項）

下記の使用許可について、納付期限を確認したところ、沖縄市行政財産使用料条例第 3 条第 2 項のただし書き「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」を適用し、毎年 4 月末でなく 5 月末としている。毎年、ただし書きを適用することには疑義があることから、4 月末までに徴収できるよう相手方との調整を検討していただきたい。

・ 歳入 14 款 1 項 2 目 1 節 民生使用料 支持物用地使用料

使用許可財産 : 土地

使用目的 : 電話柱の設置  
使用期間 : 令和7年4月1日～令和8年3月31日  
使用料 : 4,500円  
許可年月日 : 令和7年3月10日

(4) こどものまち推進部 こども家庭課

○ 備品の未登記について（指摘事項）

沖縄市物品会計規則第26条において、「帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度直ちにしなければならない」と規定されているところ、あげだ児童館の備品1件及びきたみ児童館の備品115件については9月末現在、備品の登記がされていなかった。その内、114件は令和6年度の契約で購入及び移管したものであった。なお、これらに係る備品保有状況調書の提出はなかった。

・ 歳出3款2項2目17節備品購入費 機械器具費

契約名 : あげだ児童館エアコン購入（取替）

契約日 : 令和7年5月28日

検収年月日 : 令和7年7月12日

支払完了日 : 令和7年8月12日

・ 歳出3款2項2目17節備品購入費 機械器具費

契約名 : 自動体外式除細動器購入

契約日 : 令和7年6月27日

検収年月日 : 令和7年7月7日

支払完了日 : 令和7年7月29日

他、令和6年度購入分等114件

(5) 経済文化部 農林水産課

○ 行政財産使用料の納付書発行の遅れについて（指摘事項）

沖縄市行政財産使用料条例第3条第1項には、特別な理由がある場合を除き、「使用料は、使用を開始する日前に全額徴収する」と規定されている。下記については、特別な理由により、納付期限を4月30日としているところ、納付書の発行を失念し、納付期限後である5月に納付書を発行及び送付していた。

・ 歳入14款1項5目農林水産使用料 行政財産使用料

使用許可財産 : 土地

使用目的 : 中北部地域への電力供給用送電線路

使用期間 : 令和7年4月1日～令和8年3月31日  
使用料 : 368,720円  
許可年月日 : 令和7年2月20日  
使用料納入期限(許可書記載) : 令和7年4月30日

(6) 選挙管理委員会事務局

○ 報償費の誤払いについて(指摘事項)

総務費雑入の報償金返還金について確認したところ、令和6年度に実施された衆議院議員総選挙の投票事務従事者へ支払うべき報償費を同姓同名の別人の口座へ誤って支払っていたことが、令和7年度に判明したとのことであった。沖縄市会計規則第54条第6項第5号には、「請求者が正当な債権者であること」と定められているところ、その確認を怠り、誤払いが生じたものである。支出事務においては、誤払いが生じることのないよう、その内容を十分確認し、チェック体制の確保と再発防止の徹底に努めていただきたい。

・ 歳入 21 款 5 項 1 目 2 節 総務費雑入 報償金返還金  
収入済額 : 23,265円  
調定日 : 令和7年9月8日  
収入日 : 令和7年9月19日

(7) 教育委員会教育部 施設課

○ 行政財産使用許可書について(留意事項)

沖縄市行政財産使用料条例第3条第2項には、使用期間が翌年度以降にわたる場合において、特別な理由がある場合を除き、「翌年度以降の使用料は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収する」と規定されている。下記については、交付された行政財産使用許可書に、使用料納入期限の記載が漏れていた。使用者がわかりやすいよう事務手続に努めていただきたい。

・ 歳入 14 款 1 項 8 目 教育使用料 中学校使用料

①使用許可財産 : 土地  
使用目的 : 認定電気通信事業に供するため  
使用期間 : 令和6年4月1日～令和9年3月31日  
使用料 : 1,500円  
許可年月日 : 令和6年3月13日

②使用許可財産 : 土地

使用目的 : 認定電気通信事業に供するため  
使用期間 : 令和5年4月1日～令和8年3月31日  
使用料 : 1,500円  
許可年月日 : 令和5年3月27日

③使用許可財産 : 土地  
使用目的 : 認定電気通信事業に供するため  
使用期間 : 令和6年4月1日～令和9年3月31日  
使用料 : 4,500円  
許可年月日 : 令和6年3月13日

(8) 教育委員会教育部 文化財課

○ 第1号(少額)随意契約について(留意事項)

下記5件の契約については、同一施設において、同一時期に管工事の修繕を、同一業者とそれぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約が締結されていた。所管部署によると、緊急により競争入札に付することが適当でないと判断し、3者から見積書を徴した結果、その見積額が少額であったため、第1号の随意契約により修繕契約を締結したとの事であった。

緊急の必要があるというのであれば、下記5件の修繕を一括発注することで、事務の効率化が図られ、経済的にも安価な契約締結になると考えられる。

安易に第1号の随意契約を適用しないよう、契約事務の効率的な遂行に努めていただきたい。

・歳出10款5項1目10節需用費 修繕料

- ①契約名 : No1 揚水ポンプ取替修繕  
契約金額 : 748,000円  
契約年月日 : 令和7年7月4日  
契約工期 : 令和7年7月7日～令和7年9月30日
- ②契約名 : No2 揚水ポンプ整備修繕  
契約金額 : 317,240円  
契約年月日 : 令和7年7月4日  
契約工期 : 令和7年7月7日～令和7年7月31日
- ③契約名 : 芸能館事務所系統エアハン整備修繕  
契約金額 : 308,000円  
契約年月日 : 令和7年7月4日  
契約工期 : 令和7年7月7日～令和7年9月30日

- ④契約名 : 芸能館系統冷却水ポンプ整備修繕  
契約金額 : 378,290 円  
契約年月日 : 令和 7 年 7 月 4 日  
契約工期 : 令和 7 年 7 月 7 日～令和 7 年 9 月 30 日
- ⑤契約名 : 芸能館系統冷水ポンプ整備修繕  
契約金額 : 267,300 円  
契約年月日 : 令和 7 年 7 月 4 日  
契約工期 : 令和 7 年 7 月 7 日～令和 7 年 9 月 30 日

○ 備品の未登記について（指摘事項）

沖縄市物品会計規則第 26 条において、「帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度直ちにしなければならない」と規定されているところ、下記の備品については 9 月末現在、備品の登記がされていなかった。

- ・ 歳出 10 款 5 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費  
契約名 : 自動体外式除細動器（AED）及び付属品購入  
契約日 : 令和 7 年 5 月 21 日  
検収年月日 : 令和 7 年 6 月 12 日  
支払完了日 : 令和 7 年 7 月 4 日
  
- ・ 歳出 10 款 5 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費  
契約名 : 自動体外式除細動器購入  
契約日 : 令和 7 年 6 月 27 日  
検収年月日 : 令和 7 年 7 月 8 日  
支払完了日 : 令和 7 年 7 月 29 日

(9) 教育委員会教育部 市立図書館

○ 消耗品費の誤払いについて（指摘事項）

教育費雑入の消耗品費返還金の内容について確認したところ、債権者を誤ったことによる返還金であった。

沖縄市会計規則第 54 条第 6 項第 5 号には、「請求者が正当な債権者であること」と定められているところ、その確認を怠り、誤払いが生じたものである。支出事務においては、誤払いが生じることのないよう、その内容を十分確認し、チェック体制の確保と再発防止の徹底に努めていただきたい。

- ・ 歳入 21 款 5 項 1 目 10 節教育費雑入 消耗品費返還金

収入済額：5,610 円

調定日：令和7年7月1日

収入日：令和7年7月3日

(10) 教育委員会指導部 学務課

○ 備品の分割発注について（留意事項）

下記の備品購入契約について確認したところ、沖縄市中小企業振興基本条例第5条第2項により、中小企業者の受注機会の増大に努めるため分割し契約しているとのことであった。しかし、同条同項には、「予算の適正な執行に留意しつつ」ともあり、本件のような新校舎備品購入7件及びパソコン購入5件の同一品目、同一納期の分割発注に関しては、経済的合理性の観点から予算の適正な執行に疑義がある。

また、調達物品の仕様に違いがあるものの、同一の業者が複数落札していることから、受注機会の増大という点においても疑義が残る。

なお、同一物品を分割しなかった場合には、予定価格2,000万を超えており、沖縄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の「予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため、備品の分割発注は慎重に検討すべきである。

・7件の契約のうち3社が落札

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（家庭科調理室）

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（家庭科被服室）

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（理科室1・2）

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（理科室3・準備室）

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（美術室）

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（技術室）

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（図書室）

・5件の契約のうち3社が落札

契約名：令和7年度 沖縄市立小中学校 図書館司書及びALT用校務パソコン購入

契約名：令和7年度 沖縄市立小学校 教職員用校務パソコン購入①

契約名：令和7年度 沖縄市立小学校 教職員用校務パソコン購入②

契約名：令和7年度 沖縄市立中学校 教職員用校務パソコン購入③

契約名：令和7年度 沖縄市立小中学校 共用デスクトップパソコン購入

・同一物品を分割

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（理科室 1・2）

予定価格：19,987,000 円 契約金額：18,975,000 円

契約名：沖縄市宮里中学校新校舎備品購入（理科室 3・準備室）

予定価格：14,070,100 円 契約金額：13,420,000 円

・同一物品を分割

契約名：令和 7 年度 沖縄市立小学校 教職員用校務パソコン購入①

予定価格：18,189,490 円 契約金額：15,541,900 円

契約名：令和 7 年度 沖縄市立小学校 教職員用校務パソコン購入②

予定価格：13,834,260 円 契約金額：13,068,000 円

契約名：令和 7 年度 沖縄市立中学校 教職員用校務パソコン購入③

予定価格：13,578,070 円 契約金額：13,409,000 円

○ 備品の売り払いについて（要望事項）

不用となった備品の処分については、財源確保の観点から、売り払いを検討していただきたい。

(11) 教育委員会指導部 市立学校給食センター

○ 行政財産使用における許可日について（指摘事項）

沖縄市職員等駐車土地使用規則第 4 条において、「駐車土地を使用しようとする市職員等は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない」と規定されているところ、下記については、使用許可日より前に、使用期間開始日が設定され、許可が遡及して行われていた。

・歳入 14 款 1 項 8 目教育使用料 職員等駐車使用料

使用許可財産 : 土地

使用目的 : 職員等土地使用

使用期間 : 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

許可年月日 : 令和 7 年 4 月 15 日